

月報私学

2 2008

VOL.122

日本私立学校振興・共済事業団広報



ルンビニー学園幼稚園「鬼は外! 福は内!」

【写真提供：学校法人 明光学園（茨城県小美玉市）】

CONTENTS

平成18年度決算集計からみた大学・短期大学・高等学校の財務状況	2
平成19年度 私立大学等経常費補助金特別補助の採択状況	5
リレー連載 再生へのキーワード 第7回 短大からコミュニティ・カレッジへ 桜美林大学大学院国際学研究科教授 館 昭	6
特定健康診査・特定保健指導実施計画(案)の概要	8
資格取得・資格喪失報告書の事前受付	10
退職時の手続き	11
INFORMATION	14
宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

平成十八年度決算集計からみた 大学・短期大学・高等学校の財務状況

平成十九年十二月に私学事業団では、平成十九年度版「今日の私学財政」を刊行しました。その集計結果をもとに、十八歳人口のピークであった四年度から十八年度までの財務状況の分析をします。近年少子化が進む中、私立大学、短期大学及び高等学校の財務悪化は深刻化しており、今回は帰属収支差額比率を用いて分析しました。

本事業団では、これまで二九種類の財務比率を紹介してきましたが、財務分析をする際には、特に次の四つの点を重視しています。第一に帰属収支差額比率、第二に金融資産の保有額、第三に長期・短期の借入金金の額、第四に建物の建替え時期を考慮に入れて判断します。私たち個人の家計の状況を振り返っても、まずひと月の家計の収支が黒字か、赤字か、次に銀行預金などがいくらあるか、それから借金がどのくらいあるか、それに住居の建替え時期がいつ頃くるか、この四点をつかめば、家庭の財務状況が大体わかります。学校法人の財務もそれと大体同じだと思われます。

今回ご紹介する帰属収支差額比率とは、帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額の帰属収入に対する割合です。この比率がプラスで大きくなるほど

自己資本は充実され、一方、マイナスになる場合は、自己資本を取崩すことになり、経営が逼迫し、マイナスの幅が大きくなれば、資金繰りにも困難をきたすこととなります。この比率は、学校法人の収支状況を最も端的に表す数値であり、本事業団では最も重視している比率の一つです。

一・法人別の財務状況

(一) 法人別の帰属収支差額比率の推移
表1によると、大学法人は、四年度では一五・六%だったものが年々悪化していき、十八年度には六・六%まで落ちこんでいます。短大法人の財務悪化のスピードはさらに速く、二六・〇%から三・一%まで落ち込んでしまいました。高校法人においても一五・七%から二・一%となっており、大学法人や短大法人よりむしろ厳しい財務状況にあることがわかります。

帰属収支差額が新たな施設設備の購入や借入金返済の財源になることを考えると、一〇%から一五%程度の黒字は必要だと考えられます。したがって、私学の財務運営は、かつてない厳しい時代に突入したといえるでしょう。

(二) 帰属収支差額比率がマイナスの法人の割合
表2によると、帰属収支差額が赤字の大学法人が、四年度の四・八%から十八年度には三二・四%に増加し、短大法人も四・六%から四五・八%、高校法人は一・一%から四九・五%へと急増しています。大学法人の三分の一、短大法人と高校法人の約二分の一が、経営的にかなり逼迫した状況にあることが伺えます。

さらに深刻なのは、帰属収支差額が二〇%以上の赤字の法人で、大学法人三〇、短大法人で一八、高校法人で五六あります。これらの一〇〇%以上の法人は、早急に経営改善の手立てを講じなければ、過去の金融資産の蓄積が取り崩されることになります。そして、資金が枯渇すれば、経営破綻に追い込まれる可能性が高くなります。

二・部門別の財務状況

前述のように法人全体で見ると、大学、短大の赤字分を、高校、幼稚園、あるいは専門学校などの黒字校で穴埋めしたり、また逆のケースもありますので、大学、短大、高校

表2 帰属収支差額比率がマイナスの割合（法人別）

年度	大学法人				短期大学法人				高等学校法人			
	計	0%以下	同割合	△20%以下	計	0%以下	同割合	△20%以下	計	0%以下	同割合	△20%以下
4	357	17	4.8%	2	262	12	4.6%	0	619	75	12.1%	9
5	363	24	6.6%	2	259	11	4.2%	0	621	78	12.6%	6
6	378	17	4.5%	4	247	8	3.2%	1	631	78	12.4%	7
7	385	20	5.2%	4	242	16	6.6%	2	644	97	15.1%	8
8	393	24	6.1%	3	236	33	14.0%	5	646	141	21.8%	10
9	399	28	7.0%	4	234	38	16.2%	6	640	174	27.2%	18
10	409	31	7.6%	6	227	65	28.6%	16	644	179	27.8%	25
11	418	37	8.9%	7	219	72	32.9%	21	641	186	29.0%	25
12	435	69	15.9%	8	204	81	39.7%	22	637	199	31.2%	17
13	456	109	23.9%	25	189	85	45.0%	25	626	228	36.4%	37
14	469	124	26.4%	37	178	79	44.4%	26	618	231	37.4%	35
15	482	121	25.1%	33	164	57	34.8%	18	618	245	39.6%	33
16	495	123	24.8%	30	155	56	36.1%	16	622	279	44.9%	47
17	504	138	27.4%	25	147	51	34.7%	16	626	313	50.0%	61
18	516	167	32.4%	30	142	65	45.8%	18	648	321	49.5%	56
増減	159	150	27.6%	28	△120	53	41.2%	18	29	246	37.4%	47

表1 帰属収支差額比率の年度別推移（法人別）

年度	大学法人			短期大学法人			高等学校法人		
	法人数	帰属収支差額比率		法人数	帰属収支差額比率		法人数	帰属収支差額比率	
4	357	15.6%		262	26.0%		619	15.7%	
5	363	15.4%		259	24.1%		621	14.4%	
6	378	15.1%		247	22.1%		631	13.1%	
7	385	15.7%		242	18.5%		644	14.0%	
8	393	14.8%		236	14.6%		646	10.5%	
9	399	13.6%		234	19.3%		640	6.4%	
10	409	12.7%		227	7.5%		644	5.9%	
11	418	12.0%		219	7.4%		641	6.8%	
12	435	11.7%		204	4.5%		637	6.4%	
13	456	9.9%		189	3.2%		626	4.1%	
14	469	8.1%		178	4.0%		618	3.2%	
15	482	8.3%		164	2.8%		618	3.2%	
16	495	7.3%		155	7.0%		622	3.5%	
17	504	7.8%		147	4.8%		626	3.8%	
18	516	6.6%		142	3.1%		648	2.1%	
増減	159	△9.0%		△120	△22.9%		29	△13.6%	

のそれぞれの財務状況を見るためには、部門別で分析する必要があります。学生の急増期には、大幅な黒字の部門が赤字部門を埋める十分な余裕があったのですが、最近ではどの部門にもそのような余裕がなくなり、部門ごとの独立採算が強化されています。大幅な赤字部門を放置すれば、同一法人内の部門間で激しい対立が生じ、最近では大学と高校がそれぞれ別法人として分離にいたるケースもいくつか見受けられるようになりました。

(一) 部門別の帰属収支差額比率の推移

表3によると、大学は、四年度に一九・五％の黒字であったものが、十八年度には、一〇％を下回る九・八％となりました。短大では、二八・四％と超黒字体質だったものが、ついに〇・〇％、高校も一七・〇％から〇・三％となり、まったく経営的に余裕のない状況に追い込まれています。

ここで注目したいのは、この十四年間で大学が一八三校増加し、短大が九一校減少していることです。短大の経営状況の悪化が現れ始めた九年ごろから、急速に短大から四年制大学へと昇格していったことが伺えます。

(二) 帰属収支差額比率がマイナスの学校の割合

表4によると、帰属収支差額比率がマイナスの大学の割合は、四年度に一三・八％であったものが、十八年度には三一・九％と増加し、短大は一〇・五％

から五二・五％、高校も一四・五％から五一・六％へと更に増加しています。短大及び高校ではついに半分以上が赤字となり、大学、短大、高校のどの部門も極めて苦しい状況にあることが分かります。特に二〇％を超える赤字を出している大学は八〇校、短大は一〇四校、高校は一六八校もあり、あわせて三五二校になります。帰属収支差額比率で二〇％以上も赤字であることは、一〇％程度と見られる減価償却分を超えて、さらに金融資産を食いつぶしている状況にあります。最近では、金融機関等が私学への融資に厳しくなった状況を考慮すると、これらの学校は早急に抜本的な対応を取る必要があります。

(三) 十八年度の規模別分析

表5(次頁)によると、規模によるスケールメリットが明確に出ています。大学は、一〇〇〇人以下(一七五校)では帰属収支差額比率が一〇％に近いマイナスです。一〇〇〇人から二〇〇〇人規模の大学(二三五校)は、収支均衡、二〇〇〇人以上(二五二校)は一〇％程度の黒字を出しています。大学は、二〇〇〇人以上の規模でなければ、収支のバランスが取れない状況にあるといえそうです。ここで注目したいのは、五、八〇〇〇人規模の大学が一五・八％の黒字を出しており、更に規模が大きくなると、黒字幅が小さくなっていることです。これは、規模の大きさだけでなく、設置学部、地域、当該法人の経営努力が大きく

く影響しているからだと思われます。

短大は、二〇〇人以下の小規模校(八八校)は、帰属収支差額比率がマイナス二六・九％です。一方、一五〇〇人以上の大規模短大は(六校)は、一八・五％と大きな黒字を出しています。

高校は、スケールメリットが短大ほど明確に現れていません。逆に二四〇〇人以上の高校は、学生募集に苦しみ、経営状況は悪化しています。この傾向は、今後大学、短大にも及ぶことが予想されますので、安易な規模の拡大は避けるべきと思われます。

規模別分析で注意したいことは、これからの時代、規模を拡大すれば、経営状況が改善されるとは限らない点です。これらの数値はあくまで平均値であり、同規模の中でも、さらに二極化が進んでいます。たとえば、五〇〇人未満の大学七八校のなかでも、二一校は収支がプラス、五七校がマイナスの状況にあり、規模が小さくても健全な収支を維持している大学もたくさんあります。これからは、学生というパイが全体として減少していくわけですから、教

表4 帰属収支差額比率がマイナスの割合(部門別)

年度	大 学				短期大学				高等学校			
	計	0%以下	同割合	△20%以下	計	0%以下	同割合	△20%以下	計	0%以下	同割合	△20%以下
4	378	52	13.8%	21	495	52	10.5%	18	1255	182	14.5%	24
5	384	54	14.1%	21	497	59	11.9%	20	1258	193	15.3%	22
6	400	62	15.5%	27	497	64	12.9%	21	1266	193	15.2%	25
7	409	55	13.4%	22	497	79	15.9%	31	1282	224	17.5%	23
8	419	63	15.0%	22	498	111	22.3%	34	1286	280	21.8%	39
9	425	48	11.3%	22	499	136	27.3%	51	1279	336	26.3%	52
10	438	63	14.4%	26	496	171	34.5%	74	1283	377	29.4%	60
11	450	63	14.0%	27	493	196	39.8%	95	1286	390	30.3%	63
12	470	89	18.9%	33	487	245	50.3%	122	1287	424	32.9%	71
13	492	113	23.0%	50	468	249	53.2%	137	1273	480	37.7%	98
14	507	133	26.2%	56	460	244	53.0%	128	1268	513	40.5%	105
15	521	151	29.0%	61	447	205	45.9%	112	1267	530	41.8%	121
16	537	152	28.3%	63	435	193	44.4%	106	1269	594	46.8%	149
17	547	166	30.3%	62	418	190	45.5%	100	1270	650	51.2%	193
18	561	179	31.9%	80	404	212	52.5%	104	1290	666	51.6%	168
増減	183	127	18.2%	59	△ 91	160	42.0%	86	35	484	37.1%	144

表3 帰属収支差額比率の年度別推移(部門別)

年度	大 学			短期大学			高等学校		
	学校数	帰属収支差額比率		学校数	帰属収支差額比率		学校数	帰属収支差額比率	
4	378	19.5%		495	28.4%		1255	17.0%	
5	384	19.6%		497	26.9%		1260	15.1%	
6	400	19.4%		497	25.3%		1267	13.8%	
7	409	20.7%		497	22.7%		1283	13.7%	
8	419	20.0%		498	19.2%		1286	11.4%	
9	425	19.4%		499	16.0%		1279	9.0%	
10	438	18.9%		496	11.7%		1283	7.1%	
11	450	17.5%		493	9.2%		1286	7.3%	
12	470	18.2%		487	3.1%		1287	6.8%	
13	492	16.3%		468	0.4%		1273	4.1%	
14	507	13.7%		460	0.9%		1268	3.3%	
15	521	13.3%		447	2.3%		1267	2.5%	
16	537	11.4%		435	6.8%		1269	1.5%	
17	547	10.9%		418	2.5%		1270	0.7%	
18	561	9.8%		404	0.0%		1290	0.3%	
増減	183	△9.7%		△ 91	△28.4%		35	△16.7%	

育内容の充実を目指した縮小バランスを
学校運営の選択肢の一つとして考えてい
く必要があります。

(四) 十八年度の地域別分析

表6及び表7を見ると、大学・短大・
高校ともに各地域の特徴が大きく、バラ
ツキの大きいことが分かります。地域ご
との短大から大学への昇格状況、あるい
は学生の流入、流出の状況等が複雑に影
響し、一定の法則的な傾向はありません。
大学の状況は、南関東、甲信越、北陸、
近畿、九州などの地域が強く、東北、北
関東、四国などは厳しい状況におかれて
います。

短大は、東北、甲信越は比較的よい状
況にありますが、全体的に苦しい傾向に
あります。特に東京を含む南関東の短大
がマイナスになっていることは注目に値
します。全体的にみると、入学志願動向
と同様の傾向を示しています。

高校の財務状況は、県ごとの人口動態、
各県ごとに定められている公私協定、県
の補助金の動向などにより、かなりのバ
ラツキが見られます。大学、短大の補助
金が帰属収入に占める比率は一〇〇程度
ですが、高校は三五％と高い比率になっ
ており、補助金の影響が極めて大きいとい
えます。ちなみに帰属収入のうち補助
金比率が四〇％を超える県は、岩手県、
群馬県、新潟県、富山県、福井県、愛知県、
鳥取県、山口県、愛媛県があります。平
均五％以上の黒字を出している県は、秋
田県、長野県、愛知県、高知県、長崎県

鹿児島県であり、一方五％以上の赤字を
出している県は、青森県、宮城県、滋賀
県、大阪府、鳥取県、徳島・香川県、愛
媛県、沖縄県です。高校の場合は、規模
が小さいので、財政悪化のスピードが速
いのですが、一方改善のスピードも速い
のが特徴です。校長が変わっただけで、
経営状況が大きく改善されたケースが多
くみられますので、経営努力が非常に大
切です。十八年度に本事業団の私学経営
相談センターでは、東京、大阪、福岡で
高校のマネジメントセミナーを開催しま
したが、三会場で五〇〇人以上の参加者
が集まりました。大学法人や短大法人よ
り高校法人の方の危機感が高いように感
じられました。

三. おわりに

帰属収支差額比率がマイナスの法人
が、大学法人、短大法人、高校法人で急
激に増加し、私学はまさに不況産業に入
ったといえます。また、入学志願者の状
況を反映して、財政的にも二極化の傾向
が進んでいます。これまで学校法人は潰
れないという神話がありました。が、学校
法人でも帰属収支差額で赤字を出し続け
ればやがては資金ショートすることもあり
えます。企業では、収支の赤字を出さ
ないことが経営の鉄則であり、赤字を出
せば、株主が黙っていませんし、経営陣
の総退陣も考えられます。私学にあって
も帰属収支差額だけは黒字にすることが
経営の基本です。そのためには、経営責
任の所在を明確にし、真剣に経営改善に

取り組むべきときです。現在の私学経営
は、下り坂のエレベータを必死で登って
いるようなもので、全力で経営努力して
やっと現状維持ができるのだといわれて
います。今こそ理事、教職員が一体とな
って、経営改善に邁進し、私学の存在価
値を高められるよう、がんばっていただ
きたいと思います。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営相談センター
☎〇三(二三三〇)八四七四・四九〇一
Eメール center@shigaku.go.jp

表6 帰属収支差額比率の地域別分析 (18年度：大学・短大)

地域	大 学		短期大学	
	学校数	帰属収支 差額比率	学校数	帰属収支 差額比率
北海道	25	8.2%	20	△13.2%
東 北	29	3.4%	24	7.8%
北関東	22	△0.2%	23	1.9%
南関東	180	9.5%	102	△0.1%
甲信越	22	13.7%	16	5.1%
北 陸	11	12.4%	11	△4.9%
東 海	65	8.4%	46	△2.0%
近 畿	111	13.4%	85	0.2%
中 国	34	7.2%	21	△1.4%
四 国	8	4.9%	12	△4.9%
九 州	54	10.2%	44	4.1%
合 計	561	9.8%	404	0.0%

表7 帰属収支差額比率の県別分析 (18年度：高等学校)

都道府県	学校数	帰属収支 差額比率	都道府県	学校数	帰属収支 差額比率	都道府県	学校数	帰属収支 差額比率
北海道	56	△0.2%	石川県	8	△1.1%	岡山県	23	△4.8%
青森県	17	△10.6%	福井県	6	4.2%	広島県	36	3.1%
岩手県	12	△1.6%	山梨県	9	2.1%	山口県	19	1.8%
宮城県	19	△12.7%	長野県	18	5.6%	徳島・香川県	12	△8.2%
秋田県	5	10.3%	岐阜県	16	3.1%	愛媛県	12	△11.8%
山形県	16	0.6%	静岡県	41	1.4%	高知県	6	5.4%
福島県	16	1.3%	愛知県	55	12.8%	福岡県	60	0.2%
茨城県	22	0.5%	三重県	13	2.7%	佐賀県	8	4.2%
栃木県	14	4.5%	滋賀県	8	△9.5%	長崎県	21	12.1%
群馬県	13	1.1%	京都府	38	0.3%	熊本県	22	△0.7%
埼玉県	47	△4.4%	大阪府	93	△8.3%	大分県	14	△2.9%
千葉県	53	△3.8%	兵庫県	50	△3.3%	宮崎県	14	2.8%
東京都	232	0.7%	奈良県	13	4.6%	鹿児島県	22	7.0%
神奈川県	78	3.9%	和歌山県	8	0.4%	沖縄県	4	△27.9%
新潟県	15	2.6%	鳥取県	7	△6.9%	計	1290	0.3%
富山県	9	3.3%	島根県	10	△1.7%			

表5 帰属収支差額の規模別分析 (18年度)

学生数	大 学		学生数	短期大学		学生数	高等学校	
	学校数	帰属収支 差額比率		学校数	帰属収支 差額比率		学校数	帰属収支 差額比率
～0.5千人	78	△10.1%	～0.2千人	88	△26.9%	～0.6千人	497	△6.2%
0.5～1千人	97	△7.8%	0.2～0.5千人	161	△4.5%	0.6～1.2千人	585	1.2%
1～2千人	135	2.6%	0.5～1千人	132	2.8%	1.2～1.8千人	170	3.9%
2～3千人	79	9.0%	1～1.5千人	17	5.1%	1.8～2.4千人	33	2.5%
3～5千人	67	9.5%	1.5千人～	6	18.5%	2.4千人～	5	1.3%
5～8千人	51	15.8%	合 計	404	—	合 計	1290	—
8～10千人	14	13.9%						
10千人～	40	12.9%						
合 計	561	—						

平成十九年度 私立大学等経常費補助金 特別補助の採択状況

私立大学等経常費補助金特別補助には、有識者による審査を基に採択を行う補助項目を設けています。

ここでは、今年度の採択制補助項目の採択状況等についてお知らせします。

なお、特別補助は今年度より、私学事業団執行の「特別補助」と文部科学省執行の「私立大学教育研究高度化推進特別補助」を統合し、改組・メニュー化を実施したことに伴い、すべて本事業団による執行となっています。

《平成十九年度の採択制補助項目》

今年度の採択制補助項目は、次の三項目です。

①教育・学習方法等改善支援

今年度より「学部教育の高度化・個性化支援メニュー群」の中に位置付けられました。改組・メニュー化に伴い、昨年度の「教育・学習方法等改善支援経費の教育・学習方法等改善支援分」、「教養教育改革推進経費」、「国際化教育」（以上、私立大学教育研究高度化推進特別補助）、「小人数教育の推進」（特別補助）の四項目を統合しました。対象経費はこれまでと同様、教育や学習方法等の改善のための取組みに係る経費としています。

②新規学習ニーズ対応プログラム支援経費（新規項目）

各申請ゾーン共通の分野である「新たな学習ニーズ等への対応」の中に設置さ

れました。この分野の中には、従前の三項目（「教育訓練講座」、「公開講座」、「科目等履修生」）もありますが、採択制補助項目は、本項目のみとなります。

対象経費は、社会人の学び直しやキャリアアップ等のニーズに対応した実践的な教育コースのプログラム開発及び公開講座や教育訓練講座等の教材に係る経費としています。

③定員割れ改善促進特別支援経費（新規項目）

定員割れとなっている私立大学等が実施する経営の効率化や学校規模の適正化等経営改善への取組みに対し、収容定員に応じて一定額を、原則として五年間（三年後に中間評価を実施）補助を行うこととしています。

《審査・採択方法》

採択にあたっては、「私立大学等経常費補助金特別補助検討委員会」の下に置かれる審査専門委員が、書面審査を行います。この書面審査は、補助項目ごとに定められている審査の視点に掲げられた事項を総合的に評価しています。この審査結果をもとに、「私立大学等経常費補助金特別補助検討委員会」において審議が行われ、予算額の範囲で採択課題を決定することとなっています。

《申請状況及び採択状況（表）》

①教育・学習方法等改善支援

「イ」から「ヘ」の六つの区分でそれぞれ審査を行いました。四、四七〇件（新規分二、一四五件）の申請があり、昨年より八六一件の増となりました。この結果、新規分の採択率は、昨年より

二八・五ポイント減少し、六〇・八%となりました。

なお、従前、この補助項目は、評価点に応じて一〇%～八〇%の傾斜配分を実施していましたが、今年度は一律一〇〇%としました。

②新規学習ニーズ対応プログラム支援経費

一校につき一件の申請としています。申請件数は五四件で、採択学校数は三八校（採択率は七〇・四%）でした。

③定員割れ改善促進特別支援経費

今年度は、大学四四校、短期大学三〇校の合計七四校から申請がありました。採択学校数は、大学が二〇校（採択

率四五・五%）、短期大学が一二校（同四〇・〇%）となりました。

採択制補助項目の採択結果については、すでに該当法人にお知らせしていますのでご確認ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部補助金課
☎〇三（二三三〇）七八八三～八四
（特別補助第一係）
七八八七～八八
（特別補助第二係）

Eメール
hojokin@shigaku.go.jp

表 採択制補助項目 採択状況

採択制補助項目	申請 学校数	申請件数		採択 学校数	採択件数		新規分 採択率 (B/A)	前年度 新規分 採択率
		総数	うち新規 (A)		総数	うち新規 (B)		
①教育・学習方法等改善支援	701校	4,470件	2,145件	667校	3,630件	1,305件	60.8%	89.3%
審査区分	イ 教育・学習方法等の改善のための組織的な取組み	—	1,098件	563件	—	846件	311件	88.7%
	ロ 教育分野の多様化・学際化に対応する教育研究	—	672件	345件	—	547件	220件	89.4%
	ハ マルチメディアの活用により教育効果の向上を図る教育研究	—	607件	271件	—	510件	174件	86.4%
	ニ 学生の実体験を重視した教育研究	—	811件	422件	—	668件	279件	88.0%
	ホ 豊かな人間性育成・建学の理念等を達成する教育研究	—	833件	351件	—	685件	203件	93.7%
	ヘ 国際社会に対応できる人材育成を図る等の教育研究	—	449件	193件	—	374件	118件	—
学校別	大学、高等専門学校	461校	3,424件	1,615件	447校	2,755件	946件	58.6%
	短期大学	240校	1,046件	530件	220校	875件	359件	67.7%
②新規学習ニーズ対応プログラム支援経費	54校	54件	54件	38校	38件	38件	70.4%	—
学校別	大学、高等専門学校	39校	39件	39件	26校	26件	66.7%	—
	短期大学	15校	15件	15件	12校	12件	80.0%	—
③定員割れ改善促進特別支援経費	74校	74件	74件	32校	32件	32件	43.2%	—
学校別	大学	44校	44件	44件	20校	20件	45.5%	—
	短期大学・高等専門学校	30校	30件	30件	12校	12件	40.0%	—

連載 再生へのキーワード 第七回 短大からコミュニティ・カレッジへ 桜美林大学大学院国際学研究科教授 館 昭

1. はじめに

短期大学が縮小している。ピーク時の一九九五年度には国公私合わせて五九六校あった短大は、二〇〇七年度には四三四校とおよそ四分の三にまで減少し、学生数はこの間に約四九万九〇〇〇人から一八万七〇〇〇人へと、四割以下に減じている。この様に、学校数が縮小しているところにそれ以上の勢いで学生数が減っており、日本私立学校振興・共済事業団の調査によれば、本年度には二二五校と私立短大の過半で定員割れが起こり、定員充足率が五〇％未満のものが一九校あるという。

こうした事態の放置は、日本の高等教育のシステムとしての弱体化を招き、ひいては日本が目指している知識基盤社会の構築の障害となる。なぜなら、知識基盤社会の実現にはアクセスの良い高等教育の遍在が不可欠だからであり、その要が本来的には短期大学だけが提供しうる、准士レベルの学位プログラムを軸とする、地域に密着した多様な内容の短期高等教育だからである。そしてそのことは、短期大学のコミュニティ・カレッジとしての再生が、とりも直さずこうした社会の

実現に寄与するものであることを意味している。

2. 日本はユニバーサル段階ではない

日本の高等教育はしばしばユニバーサル段階に達したと論じられている。例えば二〇〇五年の中教審答申（「我が国の高等教育の将来像」）では、「同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるといふユニバーサル段階の高等教育が既に実現しつつある」としている。しかしこれは正しくない。

こうした論の根拠となっているマーチン・トロウの高等教育の発展段階説では、確かに該当年齢人口の一五％、五〇％の就学率がエリート、マス、ユニバーサルへの段階移行の指標として提示されている。そして、日本の大学・短大進学率は五〇％を超えている。しかし、ユニバーサルとは「普遍」という意味であり、その段階に達したというのならば、高等教育が万人のものになっていなければならない。ユニバーサル段階とは、一般に「就学に対する経済的な障害の除去と、必要な場所の用意」と定義されるし、トロウも「誰もがなんらかの形で中等以降教育

にアクセスしうる」段階と言っている。

つまり、高等教育のユニバーサル段階とは、万人に高等教育の機会が用意されている状態を指すのであり、伝統的な大学該当年齢層の就学率が五〇％を超えるというのはその結果であり、指標の一つにすぎない。高等教育の機会自体は一〇〇％の人々に用意されているというのがユニバーサル状態、つまり普遍化した状態であり、それはまず、就学に対する経済的な障害の除去でなければならぬ。ところが、日本の大学及び短大の多くが授業料への依存度の高い私学であり、奨学金も充実しているとは言いがたい。そこで日本の進学率が五〇％を超えたといっても、その層は数年間の放棄所得に耐え高額の授業料を負担できる層にほぼ限定されている。

さらにユニバーサル状況のもう一つの要件は、必要な学習の機会が用意されているということである。これについては種々の点で不足が指摘できるが、社会人にとつての学習場所がほとんど機能していないことに象徴される。それは、社会人が必要とする内容という意味でもそうであるし、社会人が物理的に学習できる機会という意味でもそうである。社会人の学習場所というからには、ただ入学を許せばいいのではなく、社会人の必要とする内容が提供され、仕事や家事の負担を負ったままで学習できる方法が確立される必要があるのである。

今月の鍵（編集部より）

「三つのプログラムの充実」

短大の再生は、地域の高等教育需要に全面的に応えるシステムを持ち、地域知識社会とリンクして行われるべきであり、そのために編入教育、職業教育、地域の文化ニーズを受け止める生涯学習の三つのプログラムの充実が重要なのです。

3. アメリカのコミュニティ・カレッジ

こうしたユニバーサル段階の要件をкаろうじてクリアしているのがアメリカであり、コミュニティ・カレッジがその実現の要であることは明白である。そもそもトロウが一般理論の様に提示した発展段階説がモデルしていたのはアメリカであり、一九七〇年代当時にユニバーサル段階にあるとされたのはアメリカだけであった。そして、そこでは高等教育の機会が「万人の権利」となっているとしたのである。

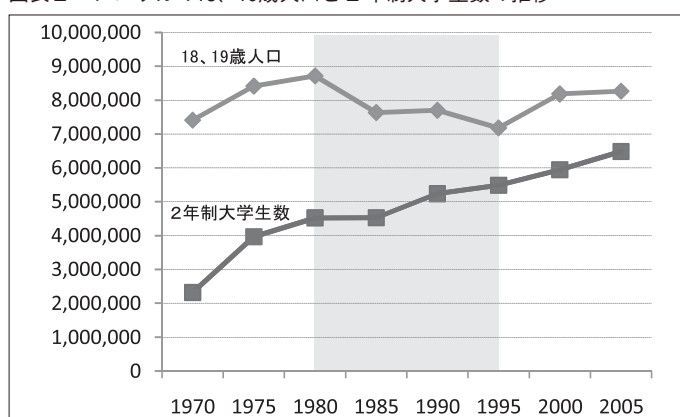
しかし、当時においても、そして今日においても、アメリカの高等教育で万人のアクセスが制度的に可能となっているのは、経済的障害を直接的に除去するものとしての連邦奨学金制度と、必要な教育を必ず用意するコミュニティ・カレッジの存在によってである。ユニバーサル段階の社会では、万人が高度な学習を必要とし、そして高等教育へのアクセスの権利を持っている。この条件を満たすためには、地域ごとに大学入学資格を持つすべての人に入学を許し、地域の高等教育需要に全面的に応えるシステムが必要で、その体現がコミュニティ・カレッジ

図表1 アメリカの大学のタイプ別・年齢別・就学形態別学生数(2005年)

	4年制	(割合)	2年制	(割合)
全年齢	10,999,420	100	6,488,055	100
18歳以下	191,533	1.7	375,290	5.8
18、19歳	2,334,209	21.2	1,393,461	21.5
20、21歳	2,421,578	22	1,086,508	16.7
22～24歳	2,013,534	18.3	899,032	13.9
25～29歳	1,572,796	14.3	837,914	12.9
30～34歳	822,899	7.5	529,588	8.2
35～39歳	541,327	4.9	404,460	6.2
40～49歳	708,032	6.4	584,729	9
50～64歳	306,794	2.8	285,947	4.4
65歳以上	16,111	0.1	55,807	0.9
年齢不明	70,607	0.6	35,319	0.5
フルタイム	8,150,209	74.1	2,646,802	40.8
パートタイム	2,849,211	25.9	3,841,253	59.2

出典) NCES Digest of Educational Statistics 2006 より作成

図表2 アメリカの18、19歳人口と2年制大学生数の推移



出典) NCES Digest of Educational Statistics 2006 より作成

なのである。それは、高等教育としての質を示す最もコンパクトな形の学位であるアソシエイト(准士)課程を持ち、しかしそれにとどまらない教育を提供する。その教育は多様であり、四年制大学への編入教育、職業教育、そして広範な地域の文化的プログラムに分類される。

図表1は、アメリカの大学の年齢別及び就学形態別の学生数を、四年制と二年制に分けて示したものである。まず、年齢別にみると、ともに広範な年齢層の学生がいることがわかるが、ここでの四年制大学には大学院レベルも含まれるので、二十歳から二十九歳までの広い年齢層に学生が分布しているのは当然として、短

期のプログラムしかない二年制大学の場合もほぼ同様の分布になっている。さらには三十歳以上のどの区分でも二年制の方が四年制より割合が高くなっている。そして、総数では四年制一〇〇万に対して二年制は六五〇万人と少ないにもかかわらず、六十五歳以上では前者一六六〇〇〇〇人に対して後者は五五六〇〇〇〇人と絶対数でも凌駕している。この現象は一八歳以下においても、四年制が一九万人に対して二年制が三八万人となっており、同様である。

また、就学形態ではパートタイムが四年制では二六%だけなのに対して、二年制では五九%となっている。これらのこ

とに象徴的に示されている様に、二年制大学の存在は、高等教育へアクセスの機会を圧倒的に拡大しているのである。

その結果として、アメリカの二年制大学は、かつてアメリカが経験した十八歳人口の減少期にも、学生数を減らすどころか、増加させたのである。図表2はその状態を示したもので、一九八〇年代から九〇年代前半にかけて当該人口が約二割減少する中、二年制大学の学生数は一・二倍に膨らんでいる。

4. 短大からコミュニティ・カレッジへ

こうしたアメリカのコミュニティ・カレッジに対して、日本の短大はその違いが強調されることが多い。いわく、前者は公立であり、後者は私立が中心である。短大卒業生には大学編入資格はあるものの、アメリカの様な明確な編入プログラムがあるわけではない。短大は「大学」であり、いわゆる職業教育とは一線を画す。アメリカのコミュニティ・カレッジに近いプログラムを持つのはむしろ専門学校である。短大には地域の文化ニーズを直接に受け止める義務もない。等々。しかし、ここでまず重要なことは、今の日本にとって、アメリカのコミュニティ・カレッジに相当する高等教育機関が必要だということである。激しく変化する社会の中で、すでに社会人とされる人々も再学習が必要である。そして、それは知識基盤社会が要請する、相当に高度な内容のものでなければならない。

では、そうした機関はどうしたら実現できるのか。そう見てくれば、それに最も近い機関は短大である。公立短大は率先してその役割を果たすべきであるが、私立短大も公益法人である。そして、経常費補助金を受けていると言うことは、アメリカの制度で言えばパブリックと言える存在なのである。

さらには、編入教育においても職業教育においても、学位プログラムを持てるのは短大であって、専門学校ではない。地域の文化ニーズも、自治体の運営する生涯学習プログラムは断片的な傾向があり、本来的に自治体は系統的な展開を地域の短大に依頼すべきなのである。

この様に、短大再生の方策は、地域における知識社会の構築とリンクして行われるべきであり、そのことのみによって可能となる。そのためには、短大は個々の経営の高度化とともに、短大のコミュニティ・カレッジへの展開を組み込んだ地方及び国レベルの政策形成に積極的に関与していくことが求められているのである。

館 昭(たち あきら)

一九四八年生、東京大学教育学部卒、同大学院博士課程満期退学。奈良教育大学・放送教育開発センター・大学評価・学位授与機構を経て二〇〇四年より現職。著書に「短大からコミュニティ・カレッジへ」「短大ファーストステージ論」「大学改革日本とアメリカ」「岐路に立つ大学」「原点に立ち返る大学の改革」など。

特定健康診査等の実施方法等

- 特定健康診査は、加入者については学校保健法又は労働安全衛生法で義務付けられる定期健康診断と特定健康診査の健診項目が重複するため、二度受診しなくても済むよう、学校法人等において実施する定期健康診断の結果を特定健康診査のデータとして活用します。任意継続加入者及び被扶養者（以下「被扶養者等」といいます）については、私学事業団が契約した健診機関において受診していただきます。
- 特定保健指導は、加入者、任意継続加入者、被扶養者とも私学事業団が契約した保健指導機関において受けていただきます。
- これらの契約健診機関・保健指導機関の選定に当たっては、加入者及び被扶養者等の利便を確保するよう十分配慮します。また、東京臨海病院の機能も積極的に活用します。
- 加入者については、前述のとおり学校法人等における定期健康診断の受診をもって特定健康診査の実施を行ったものとするため、従来どおり個人負担はありません。
- 被扶養者等の特定健康診査、加入者及び被扶養者等の特定保健指導については、私学事業団から、対象者に「特定健康診査受診券」・「特定保健指導利用券」を送付します。受診券・利用券を私学事業団の契約した特定健康診査・保健指導機関に加入者証とともに提出することで受診することができます。この場合、個人負担は当分の間原則無料です。

個人情報の保護

- 特定健康診査等の実施にあたっては、日本私立学校振興・共済事業団個人情報保護方針に従います。また、日本私立学校振興・共済事業団個人情報管理規程に定める規定に基づいて、必要な教育研修を行うなど個人情報の適切な管理・運用に努めます。
- 特定健康診査等記録の保存期間は5年間とし（資格喪失した場合は翌年度末まで）、保管年限終了後は、私学事業団において消去・廃棄します。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

- 本計画は、私学共済事業ホームページに掲載し公表します。また、「月報私学」「レター」、事務担当者連絡会等を通じて周知を図ります。

特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

- 毎年、目標値の達成状況及び経年変化の推移等を検証し計画の評価・見直しを行います。
- なお、よりの確な計画の評価・見直しを行うため、必要に応じて学校法人等を対象としたアンケート調査を実施する予定です。

※ この計画で定めた平成24年度の目標の達成状況が、平成25年度以降に本事業団が納付する後期高齢者医療制度への支援金に反映（±10%の加算・減算措置）される仕組みになっており、達成状況いかによっては新たな負担増につながる可能性もあります。特定健康診査等の円滑な実施に向け、学校法人等の皆様のご協力を重ねてお願いいたします。

実施計画については3月頃に私学共済事業ホームページで公表する予定です。

特定健康診査・特定保健指導実施計画(案)の概要

共済業務

すでに本誌でお知らせしているとおり、平成20年4月から特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健康診査等」といいます）が始まります。

特定健康診査等の事業開始にあたり、私学事業団等の医療保険者は、特定健康診査等にかかる実施方法及び成果に関する具体的な目標などをまとめた「特定健康診査等実施計画（以下「実施計画」といいます）」を定め、これを公表することとされています（『高齢者の医療の確保に関する法律』第19条）。

今回は、現在策定中「実施計画（案）」の概要をご紹介します。この特定健康診査等の事業は、生活習慣病の予防など、加入者や被扶養者等の皆様の健康の保持・増進に役立てていただくための事業です。学校法人等の皆様におかれましても、事業内容の周知及び実施方法等に関するご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

■実施計画（案）の構成■

序章	計画策定にあたって
第1章	達成しようとする目標
第2章	特定健康診査等の対象者数
第3章	特定健康診査等の実施方法
第4章	個人情報保護
第5章	特定健康診査等実施計画の公表・周知
第6章	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し
第7章	その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために必要と認める事項

■実施計画（案）の概要■

計画の期間					
○平成20年度から平成24年度までの5か年とします。					
達成しようとする目標					
○特定健康診査の実施率80%、特定保健指導の実施率45%を平成24年度の時点での目標とします。また、平成24年度のメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合を、平成20年度の値から10%減少させることを目標とします。					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
特定健康診査 実施率目標	70%	73%	75%	78%	80%
特定保健指導 実施率目標	27%	32%	36%	41%	45%
メタボリックシンドローム 該当者・予備群の減少率目標	—	—	—	—	10%

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

二月二十八日（木）から受け付けを始めます

毎年三月末から四月は資格取得や資格喪失などの届け出が非常に多くなり、四月に事務処理が集中します。そこで加入者証等をできるだけ早くお届けするために、資格取得報告書等の事前受付を二月二十八日（木）から実施します。

三月三十一日の退職者等及び四月一日の採用者等教職員の異動を予定している学校法人等は、ぜひ事前受付をご利用ください。

加入者証等の発送

受付期間	発送日
2月28日（木）から3月11日（火）到着分	3月26日（水）
3月12日（水）から3月21日（金）到着分	4月4日（金）

※3月24日（月）以後に到着した分は、4月11日（金）以後順次発送します。

※4月1日（火）以後に到着した分は、事務処理におおむね2週間程度が必要になりますので、その後の発送になります。

■提出上の注意

- ① 事前受付の対象となる報告書等は下表のとおりです。
なお、通常分の報告書等とは区別して提出してください。
- ② 提出書類は記入漏れのないようご注意ください。特に、学校記号番号については、誤りがあると誤送付につながり、誤送付先の学校へ大変な迷惑をおかけすることになりますので、正確に記入してください。なお、「資格取得報告書」には必ず基礎年金番号を記入するとともに基礎年金番号通知書等の写しを添付してください。
- ③ 書類不備による返送等があると再提出の受付日以降に処理しますので、その分、加入者証及び確認通知書等の発送が遅くなります。
- ④ 任意継続加入者が引き続いて四月一日から再資格取得をする場合は、事前受付の対象とはなりません。

■報告内容の訂正

- ① 事前受付の報告書の内容に誤りがあったときは、必ず「訂正申出書」等により訂正手続きをしてください。
なお、訂正処理後の加入者証等の送付は四月中旬以降となります。
- ② 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出後に再就職が決定し、資格喪失日（退職日の翌日）から他の健康保険又は共済組合等に本人として加入した場合は、任意継続の取り下げが必要となりますので、必ず申し出てください。
なお、資格喪失日以後に、次の事由による任意継続の取り下げはできませんので、任意継続加入の際にはご検討ください。
 - ・配偶者等の被扶養者となる
 - ・国民健康保険の被保険者となる

■加入者証等の取り扱い

- ① 三月三十一日退職者は、退職日まで加入者証を使用して保険診療を受けることができるため、加入者証は、退職後に必ず回収してください。
- ② 「資格取得報告書」と「被扶養者認定申請書」を同時に申請した場合でも、被扶養者の認定処理については、時間がかかることがあります。このため、

対象となる異動内容

対象となる報告書等	事由発生
①資格取得報告書 ・新規資格取得 ・再資格取得 ②所属学校等変更報告書 ③被扶養者認定申請書 （取得と同時申請分に限る）	4月1日資格取得等
④資格喪失報告書 ⑤任意継続加入者申出用資格喪失報告書	3月31日退職

- ③ 報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。
資格取得の処理が先行し、被扶養者の表示がない加入者証が先に送付される場合があります。
被扶養者認定処理後に被扶養者を表示した加入者証等を改めて送付しますので、先に送付された被扶養者の表示がない加入者証は返納してください。

加入者証返納の際は、「資格喪失による加入者証返納理由書(1)」又は「差し替えによる加入者証返納理由書(2)」(平成十九年版事務の手引一四頁参照)を添付し、返納してください。

退職時の手続き

資格 関係

資格喪失報告書

「資格喪失報告書」は退職日から十日以内に提出してください。

退職日の翌日（資格喪失日）から加入者としての資格がなくなり、加入者証等は使用できません。必ず同報告書に加入者証・遠隔地被扶養者証及び高齢受給者証を添付して返納してください。

なお、長期給付の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までとなります（月末の退職は退職した月まで、また、月途中での退職はその月の前月までが加入者期間になります）。

長期給付加入者記録票の送付

加入者が資格喪失すると確認通知書と「長期給付加入者記録票」を学校法人等あてに送付しますので、加入者に必ずお渡しください。

特に、「記録票」は将来、年金を請求するときに必要な加入者番号や加入者期間が記載されています。

任意継続加入者になる場合

退職日まで引き続き一年と一日以上

（注一）加入者であった人が資格を喪失したときに、任意継続加入者になると、喪失日から二年間（注二）は短期給付（休業給付を除く）及び福祉事業（貸付け及び貯金等を除く）を受けることができます。なお、長期給付（年金）の継続はできません。

任意継続加入を希望される場合は「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を退職日から二十日以内に提出してください。後日、本人のご自宅あてに「任意継続加入者証」「任意継続掛金納付通知書」（自動振替はできません）等を送付します。納付期限までに任意継続掛金の支払いがない場合は任意継続加入者の資格は喪失しますので注意してください。

（注二）任意継続加入者の申し出の条件である「引き続き一年と一日以上」の期間には、過去の任意継続加入者の期間は含まれません。

（注三）平成二十年四月以降に任意継続加入される人で、資格喪失日から二年の間に七十五歳に達する人については、任意継続加入者の期間は

七十五歳の誕生日の前日までになります。

◎「資格喪失報告書」等については事前受付も実施します（前頁参照）。

短期 関係

傷病手当金

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が、退職時に傷病手当金を受けしており、その後も労働能力がなく病気療養をしている場合は、継続して傷病手当金を受けることができます（加入期間中に傷病手当金を受ける要件を満たしているながら、学校法人等から基本額以上の給与が支払われていたため、加入期間中は傷病手当金を受けなかった人も含まれます）。

ただし、雇用保険における基本手当受給のため求職申し込みを行ったときは対象外となります。

また、障害給付（年金又は一時金）及び退職・老齢を事由とする年金を受けている場合には、傷病手当金は受けることができません。

ただし、支給される当該年金の額が傷病手当金の額を下回るときは、その差額が傷病手当金として受けられます。

出産費

退職日まで引き続き一年以上加入者で

あった人が退職後六か月以内に出産したときは、出産費を受けることができます（付加給付はありません）。

ただし、加入者であった人が配偶者等の被扶養者となつて出産したときは、私学共済制度の資格喪失後の出産費か、配偶者等が加入している健康保険制度から支給される家族出産費（又は家族出産育児一時金）のいずれか一方を選択して受けることになります（両方からは受けられません）。

* 出産前に本人として他の健康保険制度（国民健康保険を除く）に加入したときは、私学共済制度の資格喪失後の出産費は受けることができません。

出産手当金

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が、退職時点で出産手当金を受けているか、受ける要件を満たしているときは、引き続き出産手当金を受けられます。

埋葬料

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が退職後三か月以内に死亡したときは、埋葬料を受けることができます（付加給付はありません）。

* 退職後、本人として他の健康保険制度（国民健康保険を除く）に加入したときは、私学共済制度の資格喪失後の埋葬料は受けることができません。

年金 関係

六十歳未満の人が退職した場合

① 加入者期間が一年以上の人

昭和二十八年四月一日以前生まれの人は、六十歳になったときに退職共済年金の受給権が生じます。

その後生まれた人は、支給開始年齢が段階的に引き上げられます（平成十九年版事務の手引五一九頁参照）。

② 加入者期間が一年未満の人

六十五歳になったときに退職共済年金の受給権が生じます。

③ 請求手続き

退職共済年金の受給年齢に達する一か月位前に、共済事業本部又は各ガйдenspalesの共済業務課（東京ガードspales共済業務課を除く）に照会してください。

退職共済年金の決定を受けている人が退職した場合

① 七十歳未満の退職

資格喪失後、「退職共済年金改定請求書（退職用）」を年金者あてに送付

します。学校法人等を経由せず、直接共済事業本部に提出してください。なお、退職後一か月以内に再び加入者となった場合は、退職改定に該当しない場合があります。

② 七十歳の「みなし退職」後の実退職

退職改定の手続きは必要ありません。

求職の申し込みをした場合

六十五歳未満の人が受給する特別支給の退職共済年金は、雇用保険の基本手当との調整が行われます。ハローワークに求職の申し込みをしたときは、届け出が必要となりますので、共済事業本部に照会してください。

国民年金の届け出

私学共済制度の加入者が退職すると、退職した加入者とその加入者に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）は、国民年金への届け出が必要になる場合があります。この届け出がないと、将来、年金が受給できなくなることがありますので、次のような場合は、再就職先の事業所又は市区町村の国民年金担当の窓口で届け出を行ってください。

なお、国民年金の強制加入は六十歳未満です。退職した加入者やその被扶養配偶者が六十歳以上の場合は、届け出の必要はありません。

〔三月三十一日退職の場合〕

① 四月一日に再就職する場合

加入者本人↓不要

被扶養配偶者↓種別確認届を提出
届出先↓再就職先の事業所

② 四月一日からは無職又は自営業となる場合

加入者本人↓種別変更届を提出
被扶養配偶者↓種別変更届を提出
届出先↓市区町村の
国民年金担当窓口

福祉事業 関係

貸付けの償還

貸付金の償還が残っている加入者が資格を喪失すると、全額を一括して償還することになります。償還方法には「任意償還」と「即時償還」の二通りがあります。

① 在職中の全部任意償還

毎月十五日（必着）までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」を提出すると、その月の定期償還後の元金残及び償還期限を記した「貸付金任意償還通知書」を学校法人等あてに通知します。同封の「払込取扱票（払込通知票）」で学校法人等が払い込んでください。

② 資格喪失後の即時償還

任意償還の手続きをしなくても、資格喪失が確認され次第即時償還の通知を行

いますが、それまでの間は定期償還が継続されます。この場合、退職後に定期償還金と即時償還金が発生しますので、学校法人等では退職手当等から償還金を控除するか又は加入者から預かり、払い込んでください。

なお、債務不履行になった場合は、学校法人等に対して、貸付けの制限をすることもありますので、ご注意ください。

▼住宅貸付の団信制度に加入しているとき

全部任意償還の手続きをすると、その月の月末をもって団信制度も脱退となります。

資格喪失後に即時償還する場合は、喪失を確認した月の月末に脱退となります。

▼事前受付で資格喪失報告書等が提出された場合

三月末で退職する人については、学校法人等から資格喪失報告書等が事前に提出され、四月初旬に資格喪失が確認できた場合には四月分の定期償還は発生しません。三月定期償還後の元金金が即時償還金となります。

また、団信制度に加入している場合は、適用期間は三月末までとなります。

積立貯金の解約

三月二十一日の送金を希望するときは、二月二十五日（必着）までに、学校法人等を経て「積立貯金解約請求書」を提出してください。

資格喪失後は預り金となり、利息はつきませんので、必ず解約の手続きをしてください。
預り金の払い戻し請求の消滅時効は十年です。

積立共済年金の脱退

退職する月の前月二十五日までに、学校法人等を経て「積立共済年金脱退申出書」と「積立共済年金給付金請求書」を提出してください。

資格喪失後も脱退申出書等の提出がない場合は、後日、本人あてに未提出である旨を通知します。

*任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

《給付コースの選択》

年齢や加入期間等の条件（受給資格）を満たした人が退職したときには、加入コースによって年金・一時金・終身保険・医療保険の各コースから選択することができます。

年金受給資格を満たしていない場合は、脱退一時金となります。

〔五月から年金で受け取りをするとき〕

二月二十五日までに脱退申出書と給付金請求書を提出（退職（脱退）時一時払をする場合は一月二十五日までが締め切りでしたが、六十五歳未満の方でそれ以降に提出する場合は、年金の受け取りは八月以降になります。）

三月分の掛金を振り替え後、選択したコースの給付を五月から開始

〔一時金で受け取りをするとき〕

二月二十五日までに脱退申出書と給付金請求書を提出

三月分の掛金を振り替え後、三月下旬に積立金残高を脱退一時金として加入者の口座へ送金

なお、年金コースを選択する場合、十年を限度として年単位で受給権の取得を繰り延べることもできます。

*給付金請求の際、年金を選択したとき又は脱退一時金の給付額が三百万円を超えるときは印鑑証明書が必要です。

● 給付請求の時効

積立共済年金の給付請求の時効は三年です。

共済定期保険の脱退

三月二十四日に保険料を口座振替した人が三月末に退職した場合で、四月から九月まで（保険料納付済期間）の保障を希望しないときは、三月末までに「退職脱退申出書」を学校法人等を経て提出してください。六月中に納付済みの保険料を加入者の口座へ返金します。

なお、脱退の手続きを行わなかった場合は、資格喪失後も九月までの期間を保障の対象とし、保険料は返金しません。

*任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

また、二年以上加入されている方は、引き続き「退職後継続制度」に加入できますので、共済定期保険フリーダイヤルに連絡してください。

☎〇二〇（七二六）二六七

〔脱退の申し出をするとき〕

三月二十四日に保険料を口座振替

三月末までに退職脱退申出書を提出

三月二十四日に振り替えた保険料を六月中に納付済みの保険料を加入者の口座へ返金

〔脱退の申し出をしないとき〕

三月二十四日に保険料を口座振替

九月末まで保障を継続し、保険料は返金しません

● 給付請求の時効

共済定期保険の給付請求の時効は三年です。

〔財〕教職員生涯福祉財団のアイリスプラン

《医療・傷害補償コースの手続き》

二月二十五日に保険料を口座振替した

人が三月末に退職した場合は、平成二十年三月一日から二十一年二月末日までの期間について保障します。

保障期間満了後に加入人数の変更、脱退、継続を希望する場合は、教職員共済生活協同組合と直接契約になりますので、十月下旬に自宅へ送付される「満期のお知らせ」の「契約の変更（または取消）届」を提出してください。

*転居された場合は（財）教職員生涯福祉財団サービスセンターへ連絡してください。

☎〇二〇（四九一）二九四

《つなぎ年金コースの脱退手続き》

退職する月の前月十日までに、学校法人等を経て「アイリスプランつなぎ年金コース給付金請求書」を提出してください。

*資格喪失後、引き続き文部科学省共済組合又は公立学校共済組合の組合員になる場合は、継続して加入できます。任意継続加入者の継続加入はできません。

《介護保障コースの手続き》

退職した（私学事業団の加入者でなくなった）場合は、教職員共済生活協同組合及び（株）損害保険ジャパンとの直接契約となり、継続加入できます。その際の手続きは特に必要ありません。

共済業務

〒113-8577
文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
<http://www.shigakukyosai.jp/>

郵便番号の変更について

平成20年4月1日から共済事業本部の郵便番号が**113-8441**へと変更になります。

任意継続掛金納付通知書の送付

- ①平成20年3月中に任意継続加入期間が満了する人
3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の住所あてに送付します。
- ②平成20年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人
3月上旬に20年度分の「任意継続掛金納付通知書」（以下「納付通知書」といいます。）を任意継続加入者の住所あてに送付します。
- なお、4月からスタートする後期高齢者医療制度の対象となる任意継続加入者への「納付通知書」については、次のとおりです。
- ・20年4月1日以前に75歳に達している人
本事業団から「納付通知書」は送付しません。広域連合に保険料を納付することになります。2月中旬に事前連絡書を任意継続加入者の住所あてに送付する予定です。
 - ・20年度中に満75歳になる人
75歳の誕生日（資格喪失日）の属する月の前月分までの「納付通知書」を送付します。75歳の誕生月以降は広域連合に保険料を納付することになります。誕生月の前月に事前連絡書を任意継続加入者の住所あてに送付する予定です。

相談員の退任

19年12月31日付けで次の相談員が退任されました。
徳島県 楠木 享子（徳島工業短期大学）

「加入者貸付ガイド」の改訂版を作成しました

加入者貸付の手続きについてまとめた「加入者貸付ガイド」の平成20年2月改訂版を作成しました。
「レター」3月号に学校分1冊を同封してお送りします。

加入者向広報「レター」3月号を2月下旬に学校法人等あてに送付します。

共済事業本部の代表電話へのかけ間違いが大変多くなっております。
電話番号は、お間違えのないようお願いします。

後期高齢者医療制度の対象となる人は、
積立貯金の利用ができなくなります

4月から後期高齢者医療制度の対象となる人については、短期給付の適用除外となった日（75歳到達日）以後は積立貯金の利用ができなくなりますので、「積立貯金解約請求書」を提出してください。

「事務の手引」の訂正
（恩給に関する問い合わせ先）

平成19年版「事務の手引」1217ページの中で、恩給に関する問い合わせ先の名称及び電話番号に誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

（誤）総務省恩給局 ☎03(5273)2020

（正）総務省人事・恩給局 ☎03(3202)1111

※住所に訂正はありません。

2月の共済業務スケジュール

4日（月）	貸付 送金
5日（火）	貸付 1月分定期償還期限
8日（金）	貯金 払込期限（必着）
15日（金）	貸付 申込・任意償還申出締切
20日（水）	貯金 送金
22日（金）	貸付 送金
25日（月）	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
28日（木）	掛金 1月分掛金口座振替（自振校のみ） 貸付 2月分定期償還口座振替（自振校のみ） 資格取得・喪失報告書の事前受付開始
29日（金）	掛金 1月分納期限 貸付 翌月24日送金申込締切

3月の共済業務スケジュール

3日（月）	貸付 送金
5日（水）	貸付 2月分定期償還期限
10日（月）	貯金 払込期限（必着）
14日（金）	貸付 申込・任意償還申出締切

INFORMATION

人 事 異 動

(平成20年1月1日付)

次のとおり、発令されましたので、お知らせします。

◆役 員

○理事長

再 任 鳥 居 泰 彦

○理事

再 任 石 川 明

再 任 小 池 啓三郎

再 任 長 井 孝 介

再 任 澤 田 裕 豊

再 任 加 藤 豊

○理事 (非常勤)

再 任 飯 野 正 子

再 任 堀 越 克 明

再 任 小 出 忠 孝

○監事

再 任 新 井 康 廣

○監事 (非常勤)

再 任 都 賀 善 信

◆運営審議会委員

再 任 阿 部 充 夫

再 任 天 野 郁 夫

再 任 安 西 祐 一郎

再 任 大 沼 淳

再 任 川 並 弘 昭

再 任 佐 藤 登志郎

再 任 田 村 哲 夫

再 任 富 浦 梓 國

再 任 永 井 順

◆共済運営委員会委員

退 任 園 田 達 彦

(平成19年12月31日付)

退 任 武 藤 元 昭

(平成19年12月31日付)

新 任 清 水 良 一

新 任 永 井 和 之

再 任 石 川 俊 夫
再 任 神 本 忠 夫
再 任 川 崎 朝 夫
再 任 関 口 次 雄
再 任 三 友 宏
再 任 山 田 かつひこ
再 任 阿 部 充 夫
再 任 唐 澤 祥 夫人
再 任 景 谷 豊 子
再 任 北 村 敬 二
再 任 黒 田 壽 一郎
再 任 越 原 一 郎
再 任 小 谷 部 育 子
再 任 佐 藤 早 苗
再 任 小 濱 哲 二
再 任 田 村 正 雄
再 任 平 方 邦 行
再 任 福 田 益 和

助成業務

〒102-8145

千代田区富士見 1-10-12

☎03 (3230) 〈ダイヤルイン〉

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (平成20年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後にお送りしました「償還年次表」及び後日お送りします「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、振込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

振込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内」に同封する「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ② 償還金は、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください(設置学校ごとに分割しての振り込みは、ご遠慮ください)。

※特に3月は約定償還月にあたります。

遺漏のないようお取り計らいください。

融資部 融資班

☎03 (3230) 7866

Eメール yushi@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金については 電子窓口をご利用ください

本年度から、私立大学等経常費補助金の調査及び事務連絡等につきましては、「電子窓口」を利用した掲載及び提出をお願いしています(一部、紙媒体での提出の場合があります)。ご面倒でも定期的に「電子窓口」をご覧いただき、ご確認くださいようお願いします。

助成部 補助金課

☎03 (3230) 7881 ~ 7888

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

平成20年度借入希望のご案内

平成20年度に学校法人が実施する施設設備整備事業について、私学事業団の融資資金のご利用の有無をご案内しますので、ご回答ください。

また、このご案内では21年度の私学関係概算要求及び融資事業計画の策定に活用するため、21年度並びに22年度の施設整備計画の予定についても伺います。事業団の融資のご希望がない場合にも、施設整備計画について、ご回答のご協力をお願いします。

融資部 融資班

☎03 (3230) 7873 ~ 74

Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

<http://www.shigakukyosai.jp/>
インターネットで宿泊予約ができます。

湯量豊富な源泉の宿 箱根「対岳荘」



対岳荘の温泉データ

源泉名 箱根宿泊所 対岳荘 第1号源泉
泉質 ナトリウム・カルシウム―塩化物・硫酸塩泉
泉温 63.4℃
適応症 神経痛・筋肉痛・関節痛・疲労回復・
病後回復期・健康増進等
禁忌症 急性疾患・悪性腫瘍・重い心臓病・
出血性疾患・高度の貧血等

○冬季特別宿泊プラン（2008年3月20日まで）

1泊2食 1名様 **9,500円**

（休前日は**10,440円**）

※冬季限定の宿泊プランです。寄せ鍋コースと会席コースをお選びいただけます。

会席コースは1名様から、寄せ鍋コースは2名様からのお申し込みとさせていただきます。

ご予約の際にコースをご指定ください。



都心から約2時間、
かけ流しの温泉と、
やすらぎをお楽しみ
ください。

箱根 対岳荘

〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460 (82) 2094

融資事業のご案内

施設整備に事業団融資のご利用を！

◆融資金利表（平成20年2月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	2.0	1.5	1.3
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建築のため の土地買収事業等 (特別施設費)	2.1	1.6	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.1
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.5	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

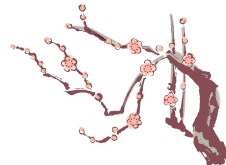
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

- 校舎、園舎等の施設の建築（改修も含みます。）
- 校地、園地の購入
- 機器備品の購入

私学事業団融資は、
長期借入・固定金利・元金据置（最大2年間）・
元金均等返済です。

つまり！
「安心で安定感ある返済計画」が実現します。

ご検討ください。



お早めにご相談ください

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資班 ☎03(3230)7862 ~ 64
Eメール yushi@shigaku.go.jp